

1 主な改正内容

A【人員等専従規定の緩和】	保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、保育所等を利用する児童へ支援も行うことができるものとする。
B【安全計画の策定等】	障害児の安全の確保を図るための措置を講ずることとする。 （１）安全計画策定（２）研修及び訓練の定期的な実施 （３）保護者に対し安全計画に基づく取組の内容について周知（通所のみ） （４）定期的な安全計画の見直し
C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】	民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に伴い懲戒権に係る規定の削除を行うもの。
D【自動車を運行する場合の所在確認】	自動車を運行するときは、障害児の乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認することとする。
E【送迎用自動車のブザー等装備】	障害児の送迎を目的とした自動車にブザー等の装置を備え、降車時の所在確認をすることとする。

番号	区分	対象サービス・施設	主な改正内容
1	指定通所支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援	A【人員等専従規定の緩和】 B【安全計画の策定等】 C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】 D【自動車を運行する場合の所在確認】 E【送迎用自動車のブザー等装備】
		③放課後等デイサービス	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】 E【送迎用自動車のブザー等装備】
		④居宅訪問型児童発達支援	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】
		⑤保育所等訪問支援	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】
2	指定障害児入所施設等	①指定福祉型障害児入所施設 ②指定医療型障害児入所施設	B【安全計画の策定等】 C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】 D【自動車を運行する場合の所在確認】

2 施行日

令和5年4月1日

B【安全計画の策定等】 E【送迎用自動車のブザー等装備】は、令和6年3月31日までの間、1年間の経過措置を設けるものとする。

C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】は、公布の日から施行する。